令和元年１２月２５日開催

新庄市農業委員会第３１回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和元年１２月）議事録

１．開催日時　　令和元年１２月２５日（水）午前１０時００分

２．開催場所　　新庄農業基盤管理センター

３．出席委員（１８名）

１番　浅沼　玲子	２番　今田　則雄
３番　丹　　茂	４番　星川　吉和
５番　海藤　芳正	６番　笹　　行也
７番　鶴巻　浩美	８番　間　　真一
９番　須田　雄二	１０番　髙橋　敏行
１１番　齋藤　謙二	１２番　清水　哲夫
１３番　佐藤　啓右	１４番　下山　秀一
１６番　三原　康志	１７番　佐藤　喜代志
１８番　指村　貞芳	１９番　森　　良一

４．欠席した委員（１名）

１５番　星川　豊

５．議事日程

日程第　１　議事録署名委員及び会議書記指名
日程第　２　議案第　１２０　号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程第　３　議案第　１２１　号　農地法第４条の規定による許可申請について
日程第　４　議案第　１２２　号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程第　５　議案第　１２３　号　農地法第５条許可に係る事業計画の変更申請について
日程第　６　議案第　１２４　号　農業振興地域整備計画の変更について
日程第　７　議案第　１２５　号　農用地利用集積計画について
日程第　８　報告第　　９２　　号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程第　９　報告第　　９３　　号　農地法第１８条第６項の規定による通知について

６．出席した事務局職員

局　　長　　津藤　隆浩　　主　　査　　早坂　和弥
主　　任　　三宅　大輔

７．総会議長

浅沼　玲子

８．会議の概要

○議長

それでは、これより令和元年度新庄市農業委員会第３１回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席方の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は１８名です。欠席通告者は１５番星川豊委員１名でございます。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第２７条第３項の規定により、本第３１回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それでは議事に入ります。日程第１、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例によって議長から指名させていただくことに異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　ご異議ないようですので、議事録署名委員に１７番佐藤喜代志委員と１９番森良一委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の早坂和弥君と三宅大輔君を指名いたします。以上で日程第１を終わります。
　次に日程第２、議案第１２０号農地法第３条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第１２０号農地法第３条の規定による許可申請につきまして、新庄地区８件、稲舟地区７件、萩野地区１件の合計１６件ございます。議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明。）
　なお、農地法第３条第２項各号の審査基準には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長
　ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区１番について調査報告をお願いします。

○２番
　議案第１２０号農地法第３条の規定による許可申請について新庄地区１番について報告します。１２月１７日に確認しました。同一世帯の親子関係の贈与でありまして、問題無いと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長
　それでは新庄地区２番について調査報告をお願いします。

○２番
　新庄地区２番について報告します。１２月１７日に確認しました。対価的に双方合意しており、問題無いと判断しましたので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、新庄地区３番について調査報告をお願いします。

○１３番
　新庄地区３番について、１２月１６日に確認しました。経営移譲年金受給の為の同一世帯の再設定であり、問題なしと判断しました。宜しくお願いします。

○議長
　それでは、新庄地区４番について調査報告をお願いします。

○１６番
　新庄地区４番について、１２月１７日に調査確認しました。○○さんの父親が亡くなり、○○さんが相続しましたが作るのが大変だという事で、同じ地域の△△さんにお願いしたところ、了解してもらい対価も双方合意という事で、問題無しと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長
　それでは、新庄地区５番について調査報告をお願いします。

○６番
　新庄地区５番につきまして、１２月１８日に調査いたしました。新規の賃借権の設定という事ですが対価に関しても双方合意という事なので、問題無いと判断しましたので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、次に新庄地区６番について調査報告をお願いします。

○１９番
　１２月１５日に双方に電話確認しました。貸人の○○さんの農地は７番の△△さんの農地に含まれる農地です。○○さんと△△さんは親子関係にあり、農地は未整備の農地で、用水はおけさ堤から水を引いて、この水路の管理も借人の□□さんが管理します。□□さんは認定農家であり、単価も双方合意という事で問題ないと判断しましたので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、新庄地区７番について調査報告をお願いします。

○１９番
　７番について報告します。１２月１５日に双方に電話確認しました双方合意の上の賃借権設定で問題無いと判断しました。

○議長
　それでは、次に新庄地区８番について調査報告をお願いします。

○１９番
　１２月１５日に双方に電話で確認しました。対価を伴わないので、○○さんが自己保全して管理するという事で問題ないと判断しました。

○議長
　それでは、稲舟地区１番について調査報告をお願いします。

○８番
　稲舟地区１番につきまして、１２月１６日に確認いたしました。受け手の○○さんの住まいは仁間でありますが、鳥越地内の親戚がございまして鳥越地内でも現在広く耕作しております。対価の方も相当だと思います。問題ないと思いますので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、稲舟地区２番について調査報告をお願いします。

○８番
　稲舟地区２番につきまして、１２月１６日に確認いたしました。こちら受け手一番同様○○さんでございます。対価の方も問題無いと思いますので、宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、次に稲舟地区３番について調査報告をお願いします。

○８番
　稲舟地区３番につきまして、こちら受け手一番、二番と同様○○さんでございます。対価も相当だと考えます。問題無いと思いますので、宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、稲舟地区４番について調査報告をお願いします。

○８番
　稲舟地区４番につきまして、１２月１７日に確認いたしました。貸し手の○○さんと受け手の△△さんは近所でございます。△△さんも現在意欲的に、また間もなく会社の方も退職という事で農地の方を増やしております。単価も相当だと考えますので問題ないと思います。宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、稲舟地区５番について調査報告をお願いします。

○８番
　稲舟地区５番につきまして、１２月１７日に確認いたしました。受け手の○○さんも意欲的にしておられますので、またこちらの場所は農用地区域外でございます。単価も相当だと考えますので宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、次に稲舟地区６番について調査報告をお願いします。

○８番
　稲舟地区６番につきまして、こちらも５番同様農用地区域外でございます。単価も相当だと考えますので宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、稲舟地区７番について調査報告をお願いします。

○８番
　稲舟地区７番につきまして、１２月１７日に調査確認いたしました。こちらも農用地区域外、単価の方もこちら筆割を見てもらえると分かると思いますが、細かい田んぼでございます。相当だと思います。問題無いと思いますので宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、萩野地区１番について調査報告をお願いします。

○３番
　１２月１５日に確認調査いたしました。譲渡人の○○さんの実家は泉田でありまして、今回両親から相続した田畑を親戚であります△△さんに売買するという事です。単価の方も双方合意という事で、問題無いと考えます。宜しくお願いします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

　　＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１２０号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第１２０号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
次に日程第３、議案第１２１号農地法第４条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局
議案第１２１号農地法第４条の規定による許可申請につきまして、八向地区３件、議案書に基づきご提案いたします。
（議案書を朗読し、申請内容を説明）
ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長
ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは八向地区１番について調査報告をお願いします。

○１２番
議案第１２１号農地法第４条の規定による許可申請について、八向１番。１２月６日に○○さんの方から電話で連絡をもらいました。河川工事の集団移転によるもので、問題無しと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長
それでは、八向地区２番について調査報告をお願いいたします。

○１２番
八向２番につきまして１２月１４日に調査確認いたしました。これも河川工事の集団移転によるもので、問題無しと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長
それでは、次に八向地区３番について調査報告をお願いいたします。

○１２番
八向地区３番につきまして１２月１４日に調査確認いたしました。家を建てた時に浄化槽が畑地だったという事で、追認の申請になったという事です。問題無しと判断しました。

宜しくお願いします。

○議長
　ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１２１号農地法第４条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第１２１号農地法第４条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第４、議案第１２２号農地法第５条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局
　議案第１２２号農地法第５条の規定による許可申請につきまして、新庄地区２件、議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明）
　ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長
　ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区１番について調査報告をお願いします。

○１９番
　議案第１２２号農地法第５条の規定による許可申請について、新庄地区１番について、１２月１７日に双方に電話確認しました。事務局の説明通り今回の申請の農地は現在賃借している農地の残地であります。その残地の新規の申請であります。隣地への影響もないと思われます。問題無いと判断しましたので、宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、次に新庄地区２番について調査報告をお願いします。

○１９番
　新庄地区２番について１２月１７日に、○○さん、△△さん、コマツ山形さんに電話確認しました。事務局の説明通り、双方合意での所有権移転の申請です。隣地への影響もないと思われますので問題無いと判断しましたので、宜しくお願いいたします。

○議長
　はい、どうもご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１２２号農地法第５条の規定による許可申請については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、異議なしと認めます。よって、議案第１２２号農地法第５条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第５、議案第１２３号農地法第５条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局
　議案第１２３号農地法第５条許可に係る事業計画の変更申請につきまして、新庄地区１件ございます。議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明）
　ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長
　ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区１番について調査報告をお願いします。

○２番
　議案第１２３号農地法第５条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区１番についてご報告します。１２月１６日に確認しました。事務局の説明通りであり、また周辺部は宅地でありますので、なんら問題無いと判断しました。宜しくお願いします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１２３号農地法第５条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、異議なしと認めます。よって、議案第１２３号農地法第５条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第６、議案第１２４号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局
　議案第１２４号農業振興地域整備計画の変更につきまして、八向地区４件ございます。議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明）
　ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長
　ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは八向地区１番について調査報告をお願いいたします。

○１２番
　議案第１２４号農業振興地域整備計画の変更について、八向１番。１２月１４日に調査確認いたしました。河川工事で集団移転によるもので、事務局説明通りです。宜しくお願

いします。

○議長
　それでは八向地区２番について調査報告をお願いします。

○１２番
　八向地区２番につきまして、１２月１４日に調査確認いたしました。こちらも河川工事で集団移転によるもので、事務局の説明通りです。宜しくお願いします。

○議長
　それでは八向地区３番について調査報告をお願いします。

○１２番
　八向地区３番につきまして、１２月１４日に調査確認いたしました。こちらも河川工事で集団移転によるもので、事務局の説明通りです。宜しくお願いします。

○議長
　それでは次に八向地区４番について調査報告をお願いいたします。

○１２番
　八向地区４番につきまして、１２月１４日に調査確認いたしました。河川工事で集団移転によるもので、事務局の説明通りです。宜しくお願いします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１２４号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第１２４号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第７、議案第１２５号農用地利用集積計画についてを上程します。ここで、齋藤謙二委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第３１条の規定により、退席いたします。暫時休憩いたします。

＜「齋藤謙二委員」退席＞

○議長
　休憩を解いて再開いたします。
　それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第１２５号農用地利用集積計画について、新庄地区１番から八向地区３番までの４７件につきまして、議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、計画内容を説明）
　ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった、賃借権設定４３件、所有権移転４件について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第１２５号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　ご異議なしと認めます。よって、議案第１２５号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩します。

＜「齋藤謙二委員」着席＞

○議長
　休憩を解いて再開します。

○議長
　それでは報告案件に入ります。
　日程第８、報告第９２号農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局
　報告第９２号農地法第３条の３第１項の規定による届出につきまして、新庄地区１番から八向地区１番までの５件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。
（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第９２号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第９２号農地法第３条の３第１項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長
　次に日程第９、報告第９３号農地法第１８条第６項の規定による通知についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　報告第９３号農地法第１８条第６項の規定による通知につきまして、新庄地区３件、稲舟地区４件、合計７件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。
（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第９３号農地法第１８条第６項の規定による通知について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第９３号農地法第１８条第６項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
これにて、新庄市農業委員会第３１回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第１８条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和元年１２月２５日

新庄市農業委員会

議事録署名委員　　佐藤　喜代志

議事録署名委員　　森　良一